

## 第4章 若干の考察及びまとめ

### 第1節 物部の分布とその意味について

新潟大学 小林昌二

#### 1. はじめに

本遺跡の集落が、古墳前期の小規模な居住の廃絶後、周辺の集落と同様に古墳後期の6世紀後半になって一気に成立し、平安時代の10世紀後半までの4世紀間にわたって営まれていたという事実から、この6世紀後半の成立時期に大いに注目する必要があることを既に述べ、この集落遺跡を支えた歴史的背景について次のように指摘した。すなわち本遺跡は、時期を異にする緑野と佐野の二つのミヤケの形成・展開を歴史的背景とする集落遺跡であり、またその二つのミヤケが河川交通との接点にあって「東山道」の碓氷峠に向かう位置にあるところから、大和王権の東国支配や蝦夷支配のための重大な交通路を支える政治的意義をもつものと推定した。またその歴史的背景については、緑野屯倉に関する物部や物部連氏と佐野三家には山部や山部連氏・上宮王家らのかすかな痕跡の存在を指摘し、これらも無視できないことを述べた（『矢田遺跡II』第4章第1節「矢田遺跡成立の前後」）。

本小稿では、上に要約した矢田遺跡の重要な歴史的背景をなすと見られる緑野屯倉の成立に、物部・物部連氏が上に述べたような目的において深く関与していたとすれば、こうした地域での展開は単に「東山道」沿いのこの地域にのみ痕跡を残すはずのものではなく、「東海道」や「北陸道」などの要衝の地域に向けても同様の展開の跡がいささかなりとも確認できる可能性が考えられるのではないかとの仮説に立ってこの点を検討し、本遺跡の「物部郷長」などの刻字石製紡錘車出土の意味に接近してみたい。

#### 2. 物部の分布

##### (1) 簡単な研究史から

いま全国に分布する膨大な物部の一端をいくつかの地点において検証しようとする場合、当然のことながら伴造系中央物部連氏の理解を避けて通れない。そのためにいささかその研究史の概観を以下簡単に記しておきたい。

この問題はまず部民制研究の重要な一環であり、また古代国家論の一角をなすが、記紀批判にもとづくとその根本史料の制約には大きなものがある。その点で物部の起源を宮廷の祭祀から軍事・警察機能への従事に理解の重点を進め、また物部の分布が西国のみならず東国にも広く展開した事実を示した直木孝次郎氏らの既往の研究について、この後者の論点を継承しつつもこれに方法的批判を加えて新たな見解を提起した野田嶺志氏の「物部氏に関する基礎的考察——物部氏の成立・展開過程の一試論として——」（『史林』第51巻第2号）が今日でも注目されるものである。

ここにおける方法的批判とは、①伴造系中央氏族が国家権力自体の成立展開過程に密着し、②伴造系氏族相互に有機的関係をもち、③その伝承は一般氏族の伝承とは異なっているとの視点からの検討が満たされること、また④記紀批判の徹底によってその基本的理義が計られることにあり、かかる視点と方法から中央物部氏の理解を具体的に提示した点で重要である。

それらによると伴造系中央物部連氏は、繼体・欽明朝の内乱期に基本矛盾が激化し、地方豪族層が激しく

#### 第4章 若干の考察及びまとめ

動搖する過程で、中央権力内の直接関係者なるが故に失脚したとして、崇仏論争をモチーフとする紀の記述を批判している。その一旦は没落した中央物部連氏は、天武・持統朝での践祚大嘗祭の儀衛独占で復活し、書紀の物部関係記事の多くがそのときに新しく出発した石上氏との関係で創作されたものであるという。

さて中央物部連氏の興隆を二つの画期でとらえるこの野田説では、その前段となる物部の源流からの展開の特質をいかなるものに求めているのであろうか。

この点についてその源を南大和の生産技術集団にもとめ、5世紀前後の王権の河内平野開発において国家生産機構にトモ集団として編成され、5世紀中葉から6世紀の前半にかけての大和朝廷の全国支配の過程において全国の開発・収奪に携わり、したがって国家制度の整備過程で「大連物部」氏となったとする。またこのときに地方支配層の中央服属儀礼の場としての石上神宮の原形が成立し、これを管轄し、祀官を支配したとして、全国に分布する膨大な物部が成立したと位置づけている。

繰り返しになるが私見もまた本遺跡の成立の背景に中央物部連氏に密接する緑野ミヤケの存在を考えているので、この最後の部分での全国に分布する物部の成立の時期を二つの画期の前段に位置づけていることが注目されるのである。

さて以後も伴造系中央物部連氏の研究は少なくないが、それは生産技術集団の性質が金属精錬に求められているという研究や物部の祭祀の性質や関与の研究などに向けられているものであり、国家生産機構にトモ集団として編成され、また全国に分布する膨大な物部の成立に関与した問題の研究は活発であるとはいえない。そのためいきおい生産技術集団としての伴造系中央物部連氏との関連でトモとして地方の物部が形成された時期についても一応同様に5世紀中葉から6世紀の前半に見ておかざるをえない。この点では矢田遺跡周辺の集落遺跡には6世紀の前半の成立も少なくないところから、6世紀後半に一気に成立する矢田遺跡について<sup>(6)</sup>はその二次的な展開とする理解も可能であろう。

さて全国に分布する物部の史料群を補う形で本遺跡の9世紀段階の住居跡から「物部郷長」刻字石製紡錘車が出土したことは時期の差があるとはいえたことに貴重なものである。この時期の相違を踏まえてその歴史的位置づけを求めることがここでの一つの目的である。

以上の研究史の簡単な概観をふまえて、「はじめに」で述べた本遺跡の「東山道」筋の理解のために、「東海道」筋と「北陸道」筋における物部の分布の特徴について検討を進めたい。

##### (2) 東海・東山・北陸の三道における物部の分布

###### ① 東海道諸国の分布

「東海道」筋の12か国における物部の分布は、第91表のように上総国を除く11か国にその存在が知られるが、上総国といえども資料のあり方によることも決して否定できない。

さて10世紀延長年間に相次いで成立した『和名抄』や『延喜式』において見られる物部郷や物部神社といえども、中央物部連氏の第二段階天武・持統朝以降の成立というよりも前述の第一段階の歴史的な展開と密接して成立した地方物部と考えられるので、それが郷名や延喜式内社の名称として見られることは、その地域の地方的有力層の存在と密接していたものとして第一に注目しなければならない。この点をみると、物部の郷名は、尾張国愛智郡、駿河国益頭郡、下総国千葉郡における計3郷にとどまるが、物部神社は伊勢国飯高郡と壱師郡の2社、尾張国愛智郡と春日郡の2社、甲斐国山梨郡1社の計5社が知られる。

物部郷と物部神社の両者かまたいずれかが存在する諸国は5か国になるが、人名の分布として知られるものは第91表にもあるように、伊賀国、伊勢国、尾張国、三河国、遠江国、相模国、下総国、常陸国、常陸國の8か国

第91表 物部分布表

地 域	国 名	物 部 郷	物 部 神 社	人	名	そ の 他
畿 内	大 和 国			物部福麻呂(弘仁4・正)		物部連
	山 城 国			物部千代(正倉院文書)、愛宕郡人物部吉宗(貞觀6)		
	河 内 国					物部連祖・物部首
	和 泉 国					物部連
	攝 律 国					物部首
東海道	伊 貝 国			物部廣麻呂(柘殖郷豊田亮券)		
	伊 势 国	飯高郡 壱幡郡		物部伊勢父根(應体記)		
	尾 張 国	愛智郡 春日郡		物部宮守(承和10・3・12)、物部美敏(齊衡3・9)		
	三 河 国			物部敏久(弘仁4・正)		三河国造物部連同祖(國造本紀)
	遠 江 国			物部石山他(天平10歳河國正税帳、濱名郡輸租帳、万葉集など)		遠江国造物部連同祖(國造本紀)
	駿 河 国	益頭郡				珠流河国造物部連同祖(國造本紀)
						久努国造(國造本紀)
	甲 奥 国	山梨郡				
	伊 豆 国					伊豆国造物部連同祖(國造本紀)
	相 模 国			物部國若女(愛甲郡、大同2・3類聚国史)		
	上 紫 国					
	下 紫 国	千葉郡		物部龍(種此郡上丁、万葉集)物部手刀良(山辺郡上丁、万葉集)		
	常 陸 国			物部国依(養老7・3)小山下物部河内、大乙上物部会津(常陸風土記)		久自国造物部連同祖(國造本紀)
東山道	近 江 国	栗太郡	(物部布津神)	物部宿祢伊賀麻呂(宝龜元・9)愛智郡人物部赤範(嘉祥2・10)		
	美 濃 国	多芸郡 安八郡 本巣郡	多芸郡 厚見郡 本巣郡	物部坂麻呂(宝龜8・11)他、大宝2年戸籍、天平勝宝2年国司解		
	信 濃 国			物部連善常(高井郡人貞觀9・3)		
	上 野 国			物部鶴源(天平神護元・10)、物部君手足(神龜3知識碑)		
	下 野 国	芳賀郡				
	武 蔵 国		入間郡	物部歲徳(荏原郡主飯他万葉集)、物部連兄歎(推古紀)		
	出 羽 国					
	陸 奥 国			物部己波美(宮城郡權大領承和7・3)		
	飛 驛 国					
北陸道	若 狹 国					
	越 前 国			物部千代(天平5国郡未詳計帳)、物部田次他(天平神護2面司解)		神功皇后御世物部連祖
	(加賀国)					
	(能登国)					
	越 中 国	射水郡		物部連(擬少領官舍敷交替記)		
	越 後 国	頸城郡	頸城郡 三嶋郡			
	佐 渡 国		雜太郡			

である。

次に物部姓の存在を確認できない伊豆国については、「國造本紀」に「伊豆国造 天姫鉢命八世孫若建命定腸国造」とあることもなお参考にしてみなければなるまい。この「國造本紀」には、物部連祖につながる国造についてそのほかに、三河国造、遠淡海国造、久努国造、珠流河国造、久自国造(以上東海道)、三野後国造(美濃国・東山道)、小市国造、風早国造(以上伊予国・南海道)、松津国造(筑前国・西海道)が記されているが、その東海道地域の多いことが注意される。

参考にしてみなければならないものになお直木氏が挙げている物部複姓者の分布の問題もあるが不明の点が少くないのでここでは敢えてふれたい。

## ② 東山道諸国の分布

「東山道」筋9か国の物部の分布では、第91表のように物部郷の存在は、近江国栗太郡、美濃国多芸郡、同安八郡、同本巣郡、下野国芳賀郡の3国6郷に及ぶ。また物部神社は、近江国物部布都神(『三代実録』元慶六年十月条從五位下に神階叙位さる、式外社で所在郡不明)、美濃国厚見郡、同国多芸郡、同国本巣郡、武藏国入間郡の3国5社が知られる。

次に物部の人名の分布は、近江国、美濃国、信濃国、上野国、下野国、武藏国、陸奥国であるが、飛驒国

と出羽国は見られない。

以上のように、東山道諸国9国における物部の分布は、飛騨国、出羽国に見られないものの他の7国への広がりが知られると言ってよい。さらに美濃国において特に顕著な分布状況が指摘できる。これは東海道筋の伊勢国や尾張国への分布の顕著さとあるいは対応するかもしれない。

### ③ 北陸道諸国の分布

「北陸道」筋は一応7か国とはいいうものの、7世紀の末まで若狭国以外おしなべて越国に括られていたことはあらためて言うまでもない。

物部の分布は、やはり第91表のよう、物部郷についてはわずかに越後国頸城郡に1郷が見られるだけであり、物部神社は、越中国射水郡、越後国頸城郡、同国三島郡、佐渡国雜太郡の3国4社が知られる。

物部の人名の分布は、越前国には坂井郡、足羽郡、丹生郡、江沼郡、敦賀郡で広く見られるほかには越中國に見られる程度である。

僅かな史料から明確な分布の特徴を指摘することは容易ではないが、ここでも一応越国全体への分布の傾向を読み取ることができそうである。とりわけ当時は辺境の越後国頸城郡に郷名や神社として結果する様相は注目されてよい。

### ④ 三道における物部の分布の特徴

東海・東山・北陸の三道における物部の分布の特徴には、次の点が指摘できそうである。

まず第一に、史料の偏在という古代史にありがちな問題を考慮しても直木孝次郎氏が主張されたように中央伴造物部連氏の地方的伴造・部民の系譜を引く集団は東日本地域にも広く存在していたことであろう。

第二には、広範囲に及ぶ分布のなかにあってなおその分布のあり方にはわずかではあるが濃淡が指摘できそうな様相がある。すなわち東海道、東山道が接近する伊勢・美濃・尾張の三国には、物部郷・物部神社の分布の多さとなって色濃く表れていると見られることである。北陸道の越前国の各郡に及ぶ物部の分布をも参考にするとこの地域は後の三閑国にも該当・近接し、注目される。

第三に蝦夷と境を接する地域の下総や常陸、それに越後地域に明瞭に分布していることである。下野国には物部郷があり、常陸国では『釈日本紀』所引の『常陸國風土記』信太郡の記事において小山上物部河内、大乙上物部会津が惣領高向大夫に請いて立評したことが知られ、豪族的物部の存在が確認できよう。他方北陸道の越後国頸城郡には物部郷と物部神社とが知られているが、これは現存する物部神社を中心とした現在の中頸城郡板倉町と清里村にまたがる地域と考えられており、この高田平野東南部には6世紀後半～末ころに横穴式石室墳の大群集墳群が出現する。その特徴について「軍事的な性格が強く、均質な構造をもつ群集墳のあり方は、いかにも屯田兵的な植民を思わせるものがある」との指摘があるように蝦夷と境を接する軍事的な緊張をうかがわせるものである。<sup>(8)</sup>

第四に、「国造本紀」には東海道の三河国造、遠淡海国造、久努国造、珠流河国造、伊豆国造、久自国造がその出自を物部連祖としている。これらの国造の出自が物部連祖であることを他に支証する記録は乏しいが、元来物部連氏を顕彰しようとの意図から出た『先代旧事本紀』の「国造本紀」としては10国造にとどまり、その付会の意図を指摘することは困難である。また東海道以外の三野後国造、小市国造、風早国造、松津国造の推定地域にも物部の分布が知られるとともに、東海道の三河、遠江、駿河にも物部の分布が見られ、この記述の如何がどうであれ、物部の展開した地帯として注意する必要があろう。

以上限界の多い僅かな史料からではあるが、東海・東山・北陸の三道における物部の分布は、東日本地域にも広く分布し、特にその交通の要衝地帯や蝦夷と境する諸国に明瞭なその痕跡があるといえよう。

### 3. 石製紡錘車刻字「物部郷長」などについて

#### (1) 「物部郷長」などについて

12号竪穴建物跡（9世紀後半）から出土の「物部郷長」刻字石製紡錘車については、『矢田遺跡II』第4章第2節「『物部郷長』の世界」として関和彦氏がすでに詳しい検討を行っている。そこでは「郷長」関係出土文字資料の検討を通してこの「物部郷長」の物部が、郷名ではなく氏名であることを指摘している。また今回の『矢田遺跡III』に掲載されている出土遺構679住23（9世紀前半）からは、上面に「八」、下面に「物」八田」とする刻字石製紡錘車が出土している。上面の「八」の文字の意味は明らかでないがこの前者の遺構と後者の遺構とは半世紀の時期の相違とともにその位置を200メートル余隔てている。下面の「物」八田」は、物部の八田ではなく、出土遺構88住5（9世紀前半）の刻字石製紡錘車の「牝馬 馬手 為鳴名」と同様に人名の物部を意味し、つづく八田も人名の可能性が否定できないが、ここでは一応矢田郷の意味に解釈し、八田郷の物部と解釈しておきたい。

さてこの二つの「物部」に関する同じ刻字石製紡錘車による資料は、出土地が200メートル余離れているので、両者が時間的に連続する同一系統の紡績生産の遺物なのか、それとも一族の別の紡績生産の資料なのか、半世紀程の時間差をもっているので明らかではない。住居遺構の全容が判明し、その時間的な変化の推移が追求できるよう整理が進んだ時点であらためて考えてみたい点である。しかし、高崎市の矢中村東遺跡（9～10世紀）からの「物部私印」の出土や、群馬郡下賛郷高田里結知識碑（神亀三年）に見える三家子孫の物部君手足らなど相当の分布が推定できるところから、今は矢田郷に居住する物部一族の別々の単位集団の紡績生産の資料としてみておきたい。

ここで群馬郡下賛郷高田里結知識碑（神亀三年）に見える三家子孫の物部君手足らのことにふれたが、これは前回「矢田遺跡成立の前後」（『矢田遺跡II』）で扱ったミヤケの問題に触れ、また「日本古代の集落形態と村落（共同体）」（『歴史学研究』626号）においてでも述べたことである。

すなわち上野国甘楽郡緑野屯倉や片岡郡佐野屯倉がこの矢田集落遺跡成立の歴史的背景をなすものとして重視することは、繰り返しになるがおよそ次のような問題になるからである。

その矢田遺跡集落は、6世紀後半に一気に成立し、以後10世紀まで継続して営まれたことがすでに明らかになっているが、矢田遺跡の立地する鏑川沿い集落遺跡の殆どは4世紀段階の集落の断絶のあとで6世紀前半と後半との二つの時期に矢田遺跡と同様に一気に成立する特徴を示している。この6世紀集落の出現は、やはり安閑紀二年の全国的な屯倉の設置記事にみられる上野国緑野屯倉の設置に関わり、物部の主導による解されるものだからである。矢田遺跡より出土した9世紀段階の石製紡錘車に線刻された「物」八田」や「物部郷長」の文字は、以後の集落の継続に対応して居住をしてきた地方物部氏の存在を如実に示すものとみられるのである。

また天武十年（681）に比定される「山ノ上碑」における「佐野三家」や『万葉集』にみられる「佐野田」は、7世紀初頭の推古十五年の「亦国毎に屯倉を置く」に関わるとする指摘（尾崎喜左雄氏『上野三碑の研究』）があり、また神亀三年（726）高田里結知識碑の三家子孫・氏人の記載につながり、『万葉集』3418番の記述にある「うらなへ」の神事として継承されていたことも見逃せない。

さて、畿内の大園遺跡集落の変遷を分析した広瀬和雄・吉田晶氏らの仕事によると、6世紀末まで続いた集落が7世紀初頭に「忽然」とその姿を消す現象を解釈して、推古十五年の記事に見られる国家的な開発政策に伴うものとし（『高石市史』第一巻）、6世紀中葉以降の屯倉・部民・県などの設置、国造任命に伴う畿内の王權の支配権の確立を前提にした推古朝の国家的開発の存在に関連づけている。その後、そうした

#### 第4章 若干の考察及びまとめ

ミヤケについて律令制の確立過程で廃止されていくが、畿内のミヤケの一部は、律令官田に継承された。その際にその他のミヤケはどのようになっていったのであろうか。あるいはそのミヤケの田の経営や耕作に関与した労働力や経営構造、そしてまた彼らの集落はどのようになっていったのであろうか。矢田遺跡の物部の存在は、このような問題に関して考えていくことのできる資料であるといえよう。また「田部」などの墨書き土器による文字資料も同様の資料である。矢田遺跡からの出土はないが、問題の所在を確かめるために節をかえていささか触れてみたい。

##### (2) 8世紀後半～10世紀前半の「田部」の資料

矢田遺跡の真西約3キロの神保丘陵西端にある長根羽田倉遺跡から10世紀前半とされる須恵器の壺の外部に「田部カ」と墨書きする土器が1点出土している。また群馬県前橋市の柳久保遺跡群の中鶴谷遺跡から、8世紀後半のものとして「田部」2点、部の略体文字の「田・」2点、「大田」1点、「下田」1点、また9世紀前半のものとして「田部」、「下田」各1点、9世紀後半の「田部」1点と時期の不明な多数の「田部」の墨書き土器などが出土して注目されている。

前者の長根羽田倉遺跡からの出土の1点だけからすると、「茂」、「次」、「加」、「家」、「室」、「□(橘カ)□(家)家」、「(得カ)」などとある他の須恵器の壺や高台の壺、皿、碗、などの墨書きからすると食器具を区分するための標識として、氏名などの一部を書いたものとも考えられなくもないが、後者の中鶴谷遺跡の場合は、「下田」や「上田□寺」、「大田」などがあり単に氏名を記して区別したとは思えない。無論こうした田に関する以外の「秦」、「存カ」(4点)、「刑カ」、「大カ」、「徳」、「眞カ」、「目」、「木」(2点)、「ニカ」などの墨書きもあり、これらの文字使用に共通する墨書きであると考えなければならない。また90号土坑11出土の土師器の壺の外面底部には「乙呂 乙公 若公 田部」と記されているケースもあって、さきに触れた矢田遺跡の出土遺構88住5の「牝馬 馬手 為鳴名」とある刻字石製紡錘車と同様に氏名に近い使用も否定できない。しかし「大田」、「下田」などとともに用いられる多数の「田部」の墨書きは、ミヤケの設置の確かな地帯に近接しているところから歴史的なミヤケの田部に関連する可能性がきわめて高いものと言わなければならぬ。

それにしても8世紀後半～10世紀前半の時期に、なぜ「田部」の墨書きが存在するのか、やはり大きな問題であるといわなければならない。この問題のためには一つの学説(赤松俊秀氏「大化前代の田制について」・「公営田を通じて見たる初期荘園の構造」など『古代中世社会経済史研究』所収)が想起されなければならない。

すなわちそれは、律令田制における口分田の前提となったものが共同体の規制の強い一般集落の耕地であり、ミヤケ・タドコロではない。ミヤケ・タドコロは、屯田、勅旨田、官司田としてまた公田=乘(剩)田としてその耕地が継承されたものであり、またミヤケ・タドコロの経営には賦役、田部の特定が重視されているが賃租経営が正当に評価される必要があるとする。賃租は公田において行われ、その公田地主は太政官厨家に送納されたところからもミヤケ・タドコロの系譜がたどると説くものであり、この賃租が、公田と同じ役割をもった初期荘園の東大寺領越前国桑原荘にも採り入れられており、これが奈良時代後期に桑原三宅と称されたところからミヤケ・タドコロから初期荘園の系譜をたどるうえで意義深いとされているのである。

たしかに国の公的な田制としてミヤケは廃止になったが、しかしそれが賃租経営として公田に継承されたとする理解は、なおあらためて賦役、田部の存続の問題をも含めて見直される必要があると考える。すなわちミヤケを歴史的背景として成立したと考えられる矢田遺跡やその周辺の集落遺跡が6世紀～10世紀にわ

たって継続する事実は、集落の継続のみならず耕地継承とその経営の何らかの遺制の継承を当然想定させるからである。班田収授制が崩壊していく9世紀に、国家の側からは公営田・官田などのさまざまな経営が試みられていったが、他方本地における私営田経営や田刀経営などがそれに密接な関連をもつものであったことはすでに赤松氏が指摘されている（前掲）とおりであるが、矢田遺跡周辺の長根羽田倉遺跡から「田部」の墨書が出土している事実は、この集落の継続の問題とともに「田部」の名称の連続性が考えられなければならないことを示している。

以上、矢田遺跡周辺の8世紀後半～10世紀前半の「田部」の資料についてミヤケの「田部」に系譜を有する可能性を述べてきた。これは迂遠のようであるが、矢田遺跡に出土した9世紀段階の石製紡錘車線刻の「物ノ八田」や「物部郷長」が示す矢田郷に蟠居した物部一族についてその系譜が矢田遺跡成立の6世紀後半にさかのぼって理解できることを推測させるからである。

#### 4. 結びにかえて

「はじめに」で述べたように、これまでの検討によって矢田遺跡に出土した9世紀段階の石製紡錘車線刻の「物ノ八田」や「物部郷長」の意味についてアプローチをこころみ、この地の物部の系譜的起源を矢田遺跡成立の6世紀後半にさかのぼることを推測し、ミヤケ設置との関連性もより容易に理解できることを述べてきた。たしかにこの場合ミヤケ設置との関係を推測することは容易になったわけであるが、それが如何なる目的をもったものであったかを理解するうえにおいては、前稿で指摘した単なる「交通の要衝」との推定にとどまつては歴史的理説という点で不十分であろう。

すなわち「2. 物部の分布」（2）の④でも述べた蝦夷と境を接する越後の群集墳に見られる軍事的な性質の問題におも触れて地域的に接する上野国の物部の参考にしたい。

『新潟県史』通史編1原始・古代の第4章第5節「群集墳の展開」（甘粕健氏執筆部分）は、5世紀後半に新潟県内の古墳文化の様相が大きく変化し、まず魚野川左岸の飯綱山丘陵斜面に65基の円墳が、また小さな谷を隔てた蟻子山にも同様な91基の円墳が出現することを分析し、飯綱山古墳群の盟主的10号墳が角礫と円礫をまじえた2基の竪穴式石室を有することなどから5世紀後半～末のものとし、また有孔円板や勾玉形の石製模造品を副葬する6世紀前半までのものや瑪瑙製のコの字形の勾玉を副葬する6世紀後半から末頃までの古墳の存在から、この古墳群の時期を特定している。またこの飯綱山古墳群の構造の考察を行い、同10号墳から出土した短甲2領、鉄製鉢2振、鉄製馬具が当時最新の装備であるところから、この被葬者・武人の首長を頂点に編成された有力な農民の共同体であり、また軍事集団であったとしている。これらの武具は大和政権が掌握していた畿内の専門工人の製品と考えられており、特定の大首長によって編成された従属的な軍事集団の統率者としている。この魚沼地域とともに初期の群集墳は高田平野西南部の矢代川左岸の南葉山山麓丘陵に展開する192基の円墳群があるが、出土遺物が少なく年代の特定などが困難であるという。そしてこの両地域の初期群集墳を比較して南魚沼の群集墳が外来の大和政権直属の集団の古墳群であるのにたいして高田平野西南部古墳群は在地集団による地方色の強いものとしている。

この両地域に6世紀後半から7世紀にかけて畿内や北関東の先進文化と直結した横穴式石室の群集墳が出現する。南魚沼地方の典型的な横穴式石室をもつ塩沢町の吉里古墳群について、その糠塚一号墳などの分析から騎馬の下級指揮官に率いられた小編成の武装集団が想定されている。そしてこの須恵器群の一群が群馬県菅ノ沢窯のものと一致することが確認されているなどその関係が注目されている。南魚沼地方ではやはり塩沢町に南山古墳群があり、また高田平野南西部には谷地林、梨ノ木、小丸山古墳群が、東南部には菅原、

#### 第4章 若干の考察及びまとめ

水科、宮口古墳群が形成されるが、6世紀後半からのものとされており、東南部の群集墳が物部郷・物部神社の地域に当たり、菅原古墳群の前方後円墳被葬の軍事的首長に編成・指揮されたものであると推定している。

以上のように6世紀後半から7世紀にかけて畿内や北関東の先進文化と直結し、蝦夷と境を接する越後の横穴式石室群集墳被葬集団の軍事的特徴の強調は、東山道の北境の検討をも必要とするものであるが、今はその余裕がない。ここでは東山道上野国の矢田遺跡の周辺が、北陸道の越後地域に接し、また東山道の北境につながる交通の要衝であることを確認することで結びとしたい。

#### 注

- (1) 詳しくは、第2表「矢田遺跡周辺の遺跡」(『矢田遺跡』平安時代住居跡編(1) 15頁、1990年)を参照。
- (2) この点は本稿の第三において述べていくが、『矢田遺跡II』平安時代住居跡編(2) 1991年、において関和彦氏が郷長論として詳説している。小稿ではこの物部の起源をどの時点までさかのぼって考えるべきかを問題にする。
- (3) 「物部連に関する二、三の考察」(『日本書紀研究』第二冊、塙書房、1966年)
- (4) 畑井弘氏『物部氏の伝承』(吉川弘文館、1977年)
- (5) 泉谷康夫氏「物部氏と宗教」(『日本書紀研究』第十六冊、塙書房、1987年)、亀井輝一郎氏「祭祀服属儀礼と物部——穂積・采女臣との同祖関係の形成をめぐって——」(『古代史論集』上、塙書房、1988年)、榎村寛之氏「物部の楯を巡って」(『日本書紀研究』第十七冊、塙書房、1991年)、矢野健一氏「鏑川流域の集落遺跡と貫前(抜鉢)・宇藝神社」(『矢田遺跡II』第4章第3節)
- (6) 拙稿「矢田遺跡成立の前後」(『矢田遺跡II』第4章第1節)では、直ちに矢田遺跡成立の歴史的背景としてのミヤケの成立を6世紀後半において結びつけようとする考えであったが、ミヤケの成立を6世紀前半において理解する必要もあり、この可能性をも考えここに述べた。
- (7) 第2段階の物部氏にはあらためて物部を標榜する新たな集団編成のできる条件に欠けると見られる。
- (8) 『新潟県史』通史編1原始・古代の第4章第5節「群集墳の展開」(甘粕健氏執筆部分)